市民後見人の相談窓口

日常的な相談窓口は　→　市・社協の連絡先

電話による相談
（平日の日中）



（例）
- 被後見人さんに〇〇を買ってあげたい。
- こんな書類が〇〇から届いた。
- 入所施設（病院）から、〇〇と言われた。
- 入所施設（病院）から、〇〇の書類を渡された。
- 被後見人さんが倒れた・入院することになった。　など



面談による相談
（平日の日中）



（例）
- 活動状況の報告や相談（３ヶ月ごと）。
- 専門相談前後の書類等の確認。
- このように活動しようと思うが、これで良いのか相談にのって欲しい。
- 被後見人あてに届いた書類の内容を確認して欲しい。　など



緊急相談
（土・日・祝日・夜間帯）



市・社協の**時間外連絡先**

（例）
- 被後見人さんが、倒れた（入院した）と連絡があった！
- 被後見人さんが、事故に遭ったと連絡があった！
- 被後見人さんが、行方不明になったと連絡があった！　など



☆　緊急時や緊急の判断に迷う時は、
すぐに上記連絡先へ！

専門相談とは・・・



・市民後見人が抱える活動上の課題や悩みに、後見活動の経験がある専門職（弁護士・社会福祉士・司法書士）がお答えします。
・市町孫又は市社協の担当者及び権利擁護推進室の担当者が同席し、相談前後の活動のフォローを行います。

定例の相談

相談の日時は、予め市又は市社協の担当者を通じて調整します。

※家裁への報告の時には必ず行います。

〇受任直後の相談：事件記録を見て、初動期の具体の活動について助言
〇受任１か月後の相談：家裁に提出する報告書類の作成・確認、
後見活動の方針の相談
〇受任３か月後の相談：初動期の３か月間の活動や金銭管理の状況の
確認、施設の契約やケアプランの確認、
活動方針や活動上の悩み 等の相談
〇受任６か月後の相談：家裁に提出する報告書類の作成・確認、
活動方針や活動上の悩み 等の相談
〇被後見人の誕生月の定期報告の作成のための相談（必ず報告必要）
以降、６カ月毎に実施します。

随時の相談

市民後見人の希望又は相談内容により、市町村又は市社協と権利擁護推進室が協議し、専門職と相談日時を調整します。

〇原則、毎週１回特定の曜日に開催（事前に日時を調整、緊急相談も可）
〇法的な問題や、身上監護面での課題などが生じた時に開催

例）・施設入所が必要ではないかと思われるが、どの様に進めたらよいか。
・最近体調がすぐれないようだが、入院した方が良いのか。
・入院中の被後見人さんの状態が思わしくないが、もしもの時の対応を相談したい。
・お亡くなりになった後の事務処理は、どうすればいいのか。

など